

調査票に関する都道府県等からの意見について

2010年世界農林業センサスの調査票における調査項目やレイアウト等について、都道府県等から意見を把握した。主な意見及び対応の考え方は以下のとおりである。

1 農林業経営体調査

(1) 調査項目

【意見】農林業経営体の特徴（環境保全型、青色申告等）、野菜等の品目別面積・農産物の出荷先、不在村の保有山林面積など、前回に引き続き把握して頂きたい。

【対応】今回の農林業センサスにおいては、個人情報保護意識の高まり等調査環境の変化等を踏まえ、調査負担の軽減等を図る観点から、農林業の基本構造の把握に一層重点化して調査項目を設定したところである。

都道府県等において、必要な項目については都道府県設定項目の活用等を通じて把握して頂きたい。

(2) 表現やレイアウト

【意見】現行の調査票では、記入に当たっての注釈が不足しており、旧有限会社の場合の記入が難しく、世帯や耕作放棄地についても解説や定義などがわかりにくい。

記入の仕方を参照せずに調査票に記入できるように改善が必要。

【対応】注釈や解説が不足している項目については、「調査票の記入の仕方」のみでなく調査票上に注釈を直接記載し、わかりやすく記入しやすい調査票を作成していきたい。

【意見】調査票の配色・文字などについて、高齢者が見やすいように改善が必要。

【対応】記入者の高齢化等を踏まえて、調査票上の配色や文字の配置などわかりやすくメリハリのついた見やすい調査票となるよう修正する。

(3) その他

【意見】専門的用語が多く、統計調査員が調査客体へ十分な説明や回答ができるよう統計調査員用手引き等の資料を充実して頂きたい。

【対応】試行調査で指摘された意見を踏まえ、統計調査員が調査客体を訪問の際、適切な説明や回答ができるよう手引きの充実・改善を図る。

【意見】調査環境が悪化している現状のなか、国の他の統計調査に比べても調査項目が多すぎる。より一層の削減努力が必要ではないか。

【対応】今回の農林業センサスにおいては、調査環境が悪化している中で、調査負担の軽減等を図る観点から、農林業の基本構造を把握する調査項目に一層重点化したところである。現行の調査項目は、食料・農業・農村基本計画や森林・林業基本計画の策定・検討等とともに、地方交付税の算定や法律に基づく地域指定等の基礎資料として必要なものである。今後とも記入者負担の軽減を念頭において、今回のセンサス結果の利活用状況をフォローアップして参りたい。

2 農山村地域調査

(1) 調査項目

【意見】農業集落用調査票において、調査対象者が自治会長だけでは調査項目の把握が困難である。

【対応】調査対象者として農家組合長なども検討しており、これらの名簿の取得が可能となるよう取り組んで参りたい。

【意見】農業集落の法制上の地域指定は市区町村で把握しており、農業集落用調査票ではなく、市区町村用調査票で把握が可能である。

【対応】農業集落用調査票での把握を取り止め、市区町村の行政記録情報の利用により把握する。

【意見】農業集落の立地条件等については、国勢調査の小地域データを活用できないか。

【対応】国勢調査の基本単位区と農林業センサスの農業集落は境界が異なるため、国勢調査データの活用はできない。

(2) 表現やレイアウトに関する意見

【意見】調査票がOCR対応であり、記入する数字の記入例の記載が必要である。

農業集落用調査票におけるD I Dまでの所要時間は記入が難しい。また、実行組合の次に寄り合いの項目があり、寄り合いの範囲・回数が実行組合のものと誤解されやすい。

畑に含まれる牧草地は把握から漏れやすいので工夫が必要。

【対応】調査票を修正するとともに、記入の仕方等をわかりやすいものに改善する。

【意見】耕地が存在するのに地域資源の保全の項目において記入がない等の、誤記入を防止するため、前回値をプレプリントして頂きたい。

【対応】調査項目の相互関連チェックを手引等に明記するとともに、前回値をプレプリントするなど改善を図る。

(3) その他

【意見】市区町村用調査票の国有林面積について、国からの情報提供をお願いします。

【対応】林野庁が保有する国有林の行政記録情報を収集して、還元して参りたい。

【意見】農業集落用調査票の産地直売所など項目の定義がわかりにくい。

【対応】調査項目の定義が理解できるよう手引等の資料を充実して参りたい。

3 今後の予定

(1) 都道府県等に対して地方組織を通じて回答・説明・・・9月上旬

(2) パブリックコメントを実施し国民から意見聴取・・・9月中旬から1ヶ月